

日本学校教育相談学会栃木県支部会則

(総則)

第1条 この会則は、日本学校教育相談学会の会則に則り、日本学校教育相談学会栃木県支部について定めたものである。

第2条 本会は日本学校教育相談学会栃木県支部と称する。事務局を栃木県教育研究所に置く。

(目的及び事業)

第3条 本会は、学会会則第3条に則り、研究・研修を通して、会員相互の資質の向上と、栃木の学校教育相談の充実、発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 日本学校教育相談学会の事業への参加
- 2 研究大会の開催
- 3 研究・研修事業の開催
- 4 研究紀要およびニューズレターの発行
- 5 その他本会の目的を達成するため、必要とされる事業

(会員)

第5条 会員は以下の正会員と準会員からなる。

- 1 正会員
正会員は学会会則第6条に準ずる。
- 2 準会員（支部会員）
本支部会の主旨に賛同し理事会で承認された者、年会費は3000円とする

(役員)

第6条 本会の事業を運営するため次の役員を置く。

- | | |
|---------|-----|
| 1 支部理事長 | 1名 |
| 2 事務局長 | 1名 |
| 3 理事 | 若干名 |
| 4 会計監査 | 2名 |

第7条 理事は理事会を構成し、支部理事長は本会を代表する。支部理事長の選任は理事会で候補者を決め、総会の承認を得る。

第8条 事務局長は本会の会務の執行を助ける。事務局長の選任は支部理事長が指名し、総会の承認を得る。

第9条 理事は支部理事長を補佐し、本会の運営にあたる。理事の選任は理事会で候補者を決め、総会の承認を得る。

第10条 学会会則第11条に則り、理事の中から学会本部理事若干名を選出する。
学会本部理事の選任は、理事会で候補者を決め総会の承認を得る。

第11条 会計監査は、本会の会計を監査する。会計監査の選任は理事会で候補者を決め総会の承認を得る。

第12条 役員の任期は2か年とする。但し再任を妨げない。

(専門委員会)

第13条 本会の目的を達成するために、次の専門委員会を置く。専門委員会の委員は支部理事長が選任し理事会の承認を得る。

専門委員会の委員は、理事をもってあてることができる。

なお、必要に応じ理事会の議を経て、他の専門委員会を置くことができる。

・ 広報委員会

研究紀要およびニューズレターの発行、及び必要な資料の刊行

(会議)

第14条 本会の組織と運営の最終の決定は、総会の議決による。総会は年1回開催し、支部理事長が招集する。

第15条 理事会は支部理事長の招集により開催する。

(会計)

第16条 本会運営の経費は、学会会則第18、19、20条により納入された会費から、支部運営費として還元されたもの、その他をもって充当する。

第17条 本会の決算報告、予算案は総会の承認を得なければならない。

附則 本会則は平成19年6月2日より施行する。

日本学校教育相談学会栃木県支部慶弔規定

第1条 過去支部役員(支部理事長、理事、事務局長)について、周年記念行事の際などに感謝状を贈り謝意を表す。

第2条 下記の者が在任中、または退任後死亡した場合には香料 5,000 円をおくる。
支部理事長 理事 事務局長

第3条 その他の慶弔については、理事会で協議する。

附則 本規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。